平成２６年（フ）第９２０９号
静岡県裾野市須山2255―1746
破産者　水野　洋二
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９２１０号
静岡県裾野市須山2255―1746
破産者　水野みゆき
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８５号
名古屋市千種区茶屋が坂１丁目10番地２
破産者　有限会社シーグッド
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４６３号
愛知県愛知郡東郷町兵庫３丁目３番地８
破産者　司ロジテック有限会社
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６３４号
北海道浦河郡浦河町堺町西６丁目１番地６
破産者　株式会社丸大ダイエー
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６２９号
札幌市西区山の手５条２丁目１番26号
破産者　株式会社ジェイハウス
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２９５号
埼玉県所沢市和ケ原１丁目180番地10
破産者　株式会社Ｍ＆Ｋ
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１９６号
千葉県印旛郡酒々井町中央台３丁目１番　２棟305号
破産者　海老原喜一
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成１９年（フ）第２１７９６号
東京都新宿区弁天町23―10　コンシエリア早稲田セカンドスクエアー1103、住民票上の住所東京都新宿区西早稲田１丁目22番３―2604号
破産者　波　　和二
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５８号
東京都小平市小川東町５丁目19番11号
破産者　株式会社タヤマ
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４１５号
東京都八王子市上柚木３丁目10番地３―805
破産者　田島　光男
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１４０号
新潟市中央区笹口６番17号
破産者　株式会社ファミリア
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３１５号
名古屋市中区栄３丁目19番17号
破産者　株式会社ＫＵＰＵ
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６６３号
愛知県豊明市三崎町高鴨12番地の１ユニーブル豊明パークＥ棟601号
破産者　有限会社ゼスト
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３１７号
従前の住所大阪府羽曳野市はびきの５丁目21番13号
破産者　清水百合華
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６９５号
神戸市中央区江戸町101番地、商業登記簿上の本店所在地神戸市中央区加納町４丁目５番13号
破産者　日本エグゼツク株式会社
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６９６号
神戸市中央区江戸町101番地
破産者　アールスタンス株式会社
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５５号
岡山市東区西大寺中１丁目６番３号
破産者　髙﨑　義則（旧姓太田）
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７３号
大分市大字田尻1095番の39
破産者　華宝物産株式会社
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３１３号
北海道旭川市神楽５条12丁目１番11号
破産者　有限会社晟北建設
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９０号
北海道旭川市神居６条４丁目１番４号
破産者　有限会社松下自動車工業
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部